

## 南丹市の平成 2 1 年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

### ■健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、健全化判断比率を公表します。

なお、いずれの指標についても早期健全化基準、財政再生基準を下回りました。

指 標	①実質赤字 比率	②連結実質 赤字比率	③実質公債費 比率	④将来負担 比率
平成 2 1 年度	—	—	2 0 . 4 %	1 8 5 . 4 %
早期健全化基準	1 2 . 8 1 %	1 7 . 8 1 %	2 5 . 0 %	3 5 0 . 0 %
財政再生基準	2 0 . 0 0 %	4 0 . 0 0 %	3 5 . 0 %	/

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」と表示しています。

### ■資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条第1項の規定により、資金不足比率を公表します。

なお、各公営企業における「資金不足比率」については、資金不足を生じた公営企業がないため、該当ありません。

特別会計の名称	⑤資金不足比率	経営健全化基準
南丹市上水道事業会計	—	2 0 . 0 0 %
南丹市簡易水道事業特別会計	—	
南丹市下水道事業特別会計	—	

※資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。